

4. 18 再生土木建築用プラスチック資材

① 評価対象資材

再生プラスチック樹脂を含有した土木建築用プラスチック資材を評価対象とする。

- a. 雨水貯留浸透施設用資材
- b. 歩行者自転車用柵

② 品質・性能

各資材については、別表1の基準に適合していること。

③ 再生資源の含有率

再生プラスチック樹脂を、別表1の基準以上を含有していること。

ただし、再生資源の供給不足や環境負荷低減に寄与する等の合理的な理由が明確に示される場合には、この限りではない。

別表1 品質・性能，含有率

資材名	品質・性能	含有率
雨水貯留浸透施設用資材	再生資源を含んだ製品で、(公社)雨水貯留浸透技術協会が雨水貯留浸透施設として技術評価認定を受けているもの。	製品の重量比で70%以上
歩行者自転車用柵	再生資源を含んだ製品で、(公社)日本道路協会「防護柵の設置基準・同解説」の歩行者自転車用柵の基準に適合していること。	プラスチック部材の重量比で80%以上

④ 環境に対する安全性

- a. 原料として特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 製品または原料（再生資源）において、環境基本法第16条による「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の基準に適合すること。

⑤ 品質管理

安定した品質が確保できる設備・組織、社内規格、材料の供給体制、品質管理推進責任者等を備えた工場において製造された製品であること。

⑥ 環境負荷

- a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、環境負荷低減効果があること。
- b. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、別表2に示す項目について環境負荷が増大しないこと。

別表2 環境負荷増大が懸念される項目

- ・再リサイクルが可能な資材である。
- ・再リサイクル時に著しい環境負荷が生じない。
- ・使用時、施工時において、有害物質等の溶出がない。
- ・製造過程においてエネルギー消費量が著しく増大しない。
- ・製造過程において、著しい環境負荷は生じない。

令和 元年 11月 7日 一部改正